

土地所有者のみなさんへ

土砂の埋立てに土地を提供するときには、次の点を確認し、埋立てによる土壤汚染や災害が発生する恐れのないことを確認しましょう。

- どこからどれだけの土砂を持ってくるのか。
(土砂の発生場所が工場等の跡地の場合には注意が必要です。)
- どのような形に埋め立てるのか。

これらを確認し、疑わしい点があるときは、土地を提供しないように努めてください。

汚染した土砂の埋立てが行われてしまった場合、原状回復には莫大な経費と時間がかかります。安易な土地の提供は行わないように、十分に注意してください。

安易な土地の提供はやめましょう

過去には、「無償で田畑や山林を埋立て、耕作をしやすい土地にしてやる。」と言われて安易に土地を提供したため、汚染した土砂や産業廃棄物が混入した土砂で埋め立てられ、土地が使えなくなったという地主からの訴えや、土砂の崩落や流出により周辺住民から苦情が生じたことがあります。

法律や条例に違反した埋立てが行われた場合には、土地所有者も処罰されることがあります。

自分の土地は自分で管理し守ることが大切です。

土地を提供する場合や土地の管理には、次のことに注意しましょう

- 土砂の埋立て等に土地を提供するときは、使用する土砂の発生場所や量等を記載し完成図を添付した契約書を取り交わしましょう。
- 埋立て工事の施工時には立ち会って、埋め立てている土砂を確認しましょう。
- 土地所有者が、定期的な巡回や監視を行い、産業廃棄物や悪質な土砂の捨て場とならないように管理しましょう。
- 産業廃棄物や悪質な土砂が不法投棄されないように、所有地に柵、看板等を設置しましょう。
- 不審なときは、関係機関にお問い合わせください。

土地所有者の責務等と罰則等は、次のページ

千葉市土砂条例で規定する土地所有者の責務等と罰則等

➤ 土砂条例(抜粋)

(土地所有者の責務)

第4条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期間を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土地所有者の義務)

第25条の2 土地所有者は、第9条の2第1項(第12条第1項及び第20条の3第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第10条第1項第1号から第12号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第9条の2第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第9条の2第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の

汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(公表)

第28条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第1項又は第24条の規定による命令に違反した者

<以下省略>

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第1項又は第24条の規定による命令に違反した者

<以下省略>

➤ **土砂条例施行規則(抜粋)**

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第18条の3 条例第25条の2第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。